

高浜町6次産業施設
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和7年10月

目 次

1	要項の趣旨	3
2	施設設置の目的	3
3	募集の目的	3
4	施設の概要	3
5	指定期間	4
6	指定管理者が行う業務等の範囲	4
7	利用料金制	4
8	指定管理料・納付金	4
9	応募資格	4
10	募集要項等の配布	5
11	申請書の提出	5
12	提出書類	6
13	留意事項	6
14	指定管理者の候補者の選定	6
15	指定管理者の指定及び協定の締結	7
16	募集及び選定のスケジュール	7
17	様式・添付書類等	7
18	提出先・問い合わせ先	8

高浜町 6 次産業施設 指定管理者募集要項

1 要項の趣旨

この要項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定する者(以下、「指定管理者」という。)に高浜町6次産業施設(以下、「6 次産業施設」という。)の管理運営を行わせるに当たり、当該施設の指定管理者を募集するため、高浜町 6 次産業施設の設置および管理に関する条例(令和 2 年高浜町条例第 号。以下「条例」という。)等により、その実施に必要な事項を定めるものである。

2 施設設置の目的

6 次産業施設は、高浜町の基幹産業である水産業の再生を目指し、一次製品の魅力向上、新たな地域振興の創出及び産業の振興を図ることを目的として設置するものです。

3 募集の目的

高浜町では、高浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者のノウハウを最大限に活用し、利用者へのサービス向上や運営の効率化を図っていくため、地域資源を生かした創意工夫に溢れる指定管理者を募集します。

4 施設の概要

- (1) 名称 UMIKARA
- (2) 所在地 福井県大飯郡高浜町塩土第 5 号 1 番地
- (3) 沿革 令和 3 年 3 月竣工
令和 3 年 7 月開業

(4) 施設概要

敷地面積 1865.07 m²
都市計画区域内 準工業地域 法 2 2 条区域
鉄筋コンクリート造 2 階建 耐火建築物
建築面積 1296.349 m² 延床面積 1590.95 m²
施設用途 店舗及び飲食店

	施設	施設内容
1 F	物販施設 飲食施設	売り場、バックヤード 厨房、食堂(客席)、他 延床面積: 1302.99 m ²
2 F	屋上テラス 事務所	テラス、飲食スペース 厨房スペース、事務所等諸室 電気室、機械室 延床面積: 287.96 m ²

その他	付帯施設	外構等
-----	------	-----

※別紙図面を参照

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。ただし、指定期間内であっても町長が管理を継続することが適当でないとき、又は緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命じることができる。(地方自治法第244条の2第11項)

なお、指定期間途中において、管理の継続が困難となり、指定管理者より指定の解除の申し出があった場合は、次の指定管理者決定までの管理の義務を負うこととする。

注：指定管理者の決定については高浜町議会の議決により正式決定

6 指定管理者が行う業務等の範囲

高浜町6次産業施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づく業務詳細は別紙仕様書のとおり。

7 利用料金制

利用料金は、条例第11条及び第12条に定める範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て決定し、自らの収入とすることができるものとする。

8 指定管理料・納付金

令和8年度は3,000千円を上限として、下記の条件に基づき指定管理料を提案してください。この場合、指定管理者は、施設の維持及び管理運営に係る経費については、施設利用者からの利用料金およびその他指定管理者が本施設で行う事業の収入をもって充てるものとする。なお、指定管理料は、事業計画書で提案された金額に基づき、予算の範囲内で指定管理者と町が協議のうえ、協定書で定めることとする。

指定管理者は、施設の管理運営に要するすべての経費を負担するものとし、施設利用者からの利用料金およびその他指定管理者が本施設で行う事業の収入は、すべて指定管理者の収入とする。

なお、指定管理者は町に対し、納付金を納めること。ただし、納付金額については指定管理者からの営業収支予測による提案額に基づき、指定管理者と町が協議し毎年度締結する年度協定書において、定めることとする。

9 応募資格

- (1) 福井県管理漁港用地内の為、漁業に関する団体(漁業協同組合等)より出資のある団体であること。
- (2) 地域振興・産業振興を目的とした施設のため、高浜町内に主たる事業所を有し、6次産業化事業の中心的役割を担う能力を有し、安全かつ円滑に施設の管理運営を遂行できる能力を有する法人もしくはその他の団体であること。(法人格の有無は問い

ませんが、個人での応募はできません。)

- (3) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、高浜町から一般競争入札の参加を制限されているもの
 - エ 申請時において、高浜町から指名停止措置を受けているもの
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)または、民事再生法(平成11年法律第225号)による手続きを行っているもの
 - カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、高浜町または他の地方公共団体から指定を取消され、その取消の日から2年を経過しないもの
 - キ 町税を滞納しているもの
 - ク 法人又はその役員等が次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその利益となる活動を行う団体
 - (2) 暴力団又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団関係者」という。)の統制の下にある団体
 - (3) その役員等のうちに暴力団関係者となっている者がいる団体
 - (4) その役員等のうちに暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいる団体
 - (5) その役員等のうちに暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有している者がいる団体

10 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和7年10月3日(金)から令和7年10月17日(金)までの
午前8時30分から午後5時15分まで
※高浜町ホームページからダウンロードできます。
(アドレス：<http://www.town.takahama.fukui.jp>)
- (2) 配布場所 高浜町役場 産業振興課

11 申請書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年10月17日(金)午後5時15分まで
- (2) 提出方法 本要項18に定める提出先まで持参又は郵送。なお、郵送の場合は令和7年10月17日(金)午後5時15分必着の書留にて郵送。(期限終了後到着分は受付不可。)

- (3) 提出部数 10部 正本1部、副本9部(正本の複写可)

※提出後、資料返却は不可

12 提出書類

- (1) 指定管理者の指定申請書 (様式第1号)
- (2) 定款、寄付行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (3) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (4) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (5) 指定管理者の指定申請に関する提案書(様式第3号)
- (6) 本施設の管理運営に関する事業計画書(様式第4号)
- (7) 事業計画書に係る収支見積書 (様式第4号添付)
- (8) 指定管理者申請に係る誓約書 (様式第5号)
- (9) 会社・団体概要
- (10) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本(提出日において発行の日から1ヶ月以内のもの)
- (11) 納税証明書(当該法人、法人以外は代表者の国税・都道府県税および市町村税について未納の徴収金がない旨の証明書)
- (12) 印鑑証明書(提出日において発行の日から1ヶ月以内のもの)

13 留意事項

- (1) 高浜町が必要と認める場合は追加資料を求める場合がある。
- (2) 事業計画書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、町は指定管理者の決定の公表等に必要の場合は、当該事業計画書等の内容を無償で提供できるものとする。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却不可。
- (3) 申請に関する経費は、すべて申請者の負担。
- (4) 申請を辞退する場合は辞退届を提出すること。(様式任意)

14 指定管理者の候補者の選定

1 選定基準および選定方法

- (1) 高浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条及び第3条の規定に基づき、指定管理者の候補者として選定。
- (2) 審議は、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施。
- (3) 選定結果は、令和7年11月上旬頃に文書にて通知。
- (4) 最終的な指定管理者の決定は、高浜町議会での議決により指定管理者の指定を行う。

2 選定対象からの除外

申請者が次のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定の対象から除外となる。

- (1) 提出書類に虚偽又は不正があつた場合
- (2) 仕様書に違反又は逸脱した場合
- (3) 提出書類の提出期限を経過して提出書類が提出された場合

- (4) 最初の申請書類提出後に内容を変更した場合
- (5) その他不正行為があった場合

15 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和7年12月の高浜町議会定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定。

2 協定の締結

指定管理者指定後において、施設事業を円滑に実施するにあたり、業務内容に関する事項等については、指定管理者と高浜町との間で基本協定書および年度協定を締結する。

3 その他

指定管理者が協定の締結までに、次のいずれかに該当するときは、町は指定を取消し、協定を締結しない場合がある。

- ・ 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理者としての事業の履行が確実でないと認められるとき。
- ・ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

16 募集及び選定のスケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和7年10月3日（金）から
令和7年10月17日（金）まで |
| (2) 申請書提出締め切り | 令和7年10月17日（金）
午後5時15分必着 |
| (3) 選定審議会による選考 | 令和7年10月下旬 |
| (4) 指定管理候補者の決定 | 令和7年11月上旬 |
| (5) 指定管理者指定の議決 | 令和7年12月（高浜町議会12月定例会） |
| (6) 協定の締結 | 令和8年4月1日 |
| (7) 指定管理業務開始 | 令和8年4月1日から |

17 様式・添付書類等

様式・添付書類は次のとおり。

■様式

- ・ 指定管理者の指定申請書 【様式第1号】
- ・ 質問表 【様式第2号】
- ・ 指定申請に関する提案書 【様式第3号】
- ・ 指定申請に関する事業計画書 【様式第4号】

- ・事業計画書に係る収支見積書【様式第4号】(添付)
- ・指定管理者申請に係る誓約書【様式第5号】

■添付資料

- ・地方自治法(第二百四十四条の二)抜粋
- ・高浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
- ・高浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- ・高浜町6次産業施設の設置及び管理に関する条例
- ・高浜町6次産業施設設置及び管理に関する条例施行規則

18 提出先・問い合わせ先

〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2
高浜町 産業振興課

Tel (0770) - 72 - 7705

Fax (0770) - 72 - 4000

E-mail machi@town.takahama.fukui.jp